

平成31年度税制改正速報（資産税関連の税制改正の主な項目）

（その1）

平成31年度税制改正について、12月14日、自由民主党及び公明党がまとめた税制改正大綱が公表されました。今回からシリーズで、主に資産税関連の改正の概要を速報することとします。なお、今後法案が公表されることに伴い解説が異なる（改めてTax Expressでご案内させていただきます。）こともありますので、その旨ご注意ください。

第一回目は、税制改正のスケジュールと資産税関連の主な改正の項目について紹介します。

1. 税制改正のスケジュール

毎年改正される税制については、おおむね以下のようなスケジュールで改正されます。

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| (1) 与党による税制改正大綱が決定・公表 | 12月中旬（平成31年度改正は平成30年12月14日に公表） |
| (2) 同じ内容の税制改正について閣議決定 | 税制改正大綱公表後速やかに（所管官庁は財務省） |
| (3) 通常国会へ改正法案上程 | 2月上旬ごろ（来年度の予算案と同時期に上程される） |
| (4) 改正法案可決・成立 | 3月下旬（衆議院及び参議院で可決する必要がある） |
| (5) 政省令公布 | 法案成立後速やかに（法案成立日次第で施行日以後になることもある） |
| (6) 改正税法施行 | 原則4月1日（施行日については附則において規定されている） |
| (7) 国税庁による基本通達等の公表 | 5月下旬～7月（改正税法の解釈・取扱いが明確になる） |

2. 資産税関連の税制改正の主な項目

平成31年度の税制改正における資産税関連の主な改正項目は以下のとおりです。

(1) 土地・住宅税制

① 住宅ローン控除

消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長する。11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に応じた控除額の上限を設定する。

② 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例

被相続人居住用家屋とは、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、一定の要件を満たすものとされており、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができる。この特例の適用要件について、被相続人が老人ホーム等に入居していた場合についても一定の要件の下、適用を受けることができることとする。

③ 土地の所有権移転登記に係る登録免許税

15/1000に軽減されている税率について、その適用期限を2年（平成33年3月31日まで）延長する。

(2) 相続税

① 個人事業主の事業承継税制の創設

既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、10年間の時限措置として新たな納税猶予制度を創設し、事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予する。

② 配偶者居住権の評価方法

民法改正を受けて、配偶者居住権等の評価方法が法定される。併せて、配偶者居住権が設定された不動産を物納劣後財産とする。

③ 相続人以外の親族による特別寄与料の課税関係

特別寄与料を遺贈により取得したものとみなし、相続税の課税対象とする。特別寄与料を支払った相続人の課税価格からその額を控除する。（更正の請求の特則等について所要の措置が講じられる。）

(3) 贈与税

① 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

適用期限を2年（平成33年3月31日まで）延長。贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用不可とし、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合には、原則として管理残額を相続財産に加算（平成31年3月31日以前の贈与は除く）するなどの見直しを行う。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

適用期限を2年（平成33年3月31日まで）延長し、贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用不可とする。